

23 子ども・子育て支援新制度等について

(財務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【内容】

- (1) 子ども・子育て支援新制度については、地方の負担増とならないよう、財源の確保を確実にすること。
また、今後の詳細な制度設計に当たっては、地方への随時の情報提供及び丁寧な説明・協議等を行い、地方が裁量を持ち、創意工夫を生かしながら取り組むことができる仕組みとすること。
さらに、地方が十分な準備期間を確保できるよう、早期に適切な情報を提供すること。
- (2) 児童手当の財源については、全て国の責任において確保すること。

(背景)

子ども・子育て支援新制度について、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法及び関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法が8月10日に成立、同月22日に公布された。

子ども・子育て支援法附則第3条で、「政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。」とされたところである。なお、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革(消費税)によって財源を措置することを前提に、平成27年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討とされている。

また、認定こども園や地域型保育の認可基準、公定価格の具体的な設定や利用者負担の水準、既存施設の新制度への移行に必要な経過措置など、多くの検討課題が残されている。

新制度の施行期日は、消費税増税法案附則第1条第2号に掲げる規定(消費税を10%に引き上げ)の施行の日(平成27年10月1日)の属する年の翌年4月1日までの間において政令で定める日とされている。

なお、給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日から、子ども・子育て会議の設置等は25年4月1日から段階的に施行されることとされている。

平成24年度以降の児童手当制度については、国と地方の協議(23年12月)により費用負担割合が国2:地方1とされ、「児童手当法の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布、4月1日より施行されたことにより、一応の決着が図られたところである。

しかしながら、全国知事会等において、子育て支援策にかかる国と地方の適切な役割分担や費用負担のあり方を協議し、全国一律の現金給付である児童手当の財源は国が担い、地域の実情に応じて実施するサービス給付は地方が担うべきと主張してきた経緯があり、この考えは変わっていない。

(参 考)

子ども・子育て支援新制度について

(基本制度：H24.3.2 少子化社会対策会議決定、関連3法：H24.8.10 成立)

主なポイント

認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村・都道府県の合議制機関の設置努力義務

児童（子ども）手当制度の変遷

		児童手当	子ども手当		児童手当
		(21年度)	(22年度～23年9月)	(23年10月～24年3月)	(24年度以降)
内容	対 象	小学校修了まで (0歳～12歳)	中学校修了まで(0歳～15歳)		
	月 額	・3歳未満 1万円 ・3歳以上 第1・2子 5千円 第3子以降 1万円	一律 1万3千円	・3歳未満 1万5千円 ・3歳以上 第1・2子 1万円 第3子以降 1万5千円 ・中学生 1万円	
	所得制限	あ り	な し		あり(24年6月から) 所得超過者5,000円/月額

(予算等)

		21年度	22年度	23年度	24年度
全 国	給付費総額	1兆160億円	2兆2,554億円	2兆9,356億円	2兆2,857億円
	国予算額 (公務員除く)	2,690億円	1兆4,556億円	1兆9,479億円 (1次補正△1,887億円) (2次補正△1,050億円)	1兆2,840億円
	費用負担	国 2,690億円 事業主 1,790億円 地方 5,680億円	国 10/10 (児童手当分は地方負担あり)	国 2兆2,076億円 事業主 1,731億円 地方 5,549億円	国 1兆3,283億円 事業主 1,742億円 地方 7,841億円
愛 知 県	対象児童数 (公務員を含む)	78万5千人 (H22.2.28 現在)	113万5千人 (H23.2.28 現在)	112万人 (H23.2.28 現在を元に推計)	110万5千人 (24年度予算資料)
	年間総支給額 (公務員を含む)	596億円	1,677億円	1,852億円 (推計値)	1,442億円 (推計値)
	県負担額 (市町村への負担)	151億3,863万円 (21年度決算)	173億6,462万円 (22年度決算)	178億3,012万円 (23年度予算)	200億1,908万円 (24年度予算)